

2019年1月10日

～平成30年医療費控除の申告をする方へ～

医療費控除は1年間(1月1日～12月31日)の医療費の自己負担が10万円を超えた場合、所得税が減税される制度です。申告時の証明書として平成29年分より健康保険組合発行の「医療費のお知らせ」を添付書類として使えることになっています。

※「医療費のお知らせ」(紙)は再発行していません。大切に保管ください。

また、個人向け健康ポータルサイト「Pep Up」に登録されている方におきましては、Pep Up画面上で医療費を確認できるほか、1月15日より国税電子申告「e-Tax」にも対応します。

※詳細はこちら↓

<http://aeonkenpo.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/01/f7fc24e01ed5805e4a4513f3ce11be64.pdf>

【ご注意】

Pep Upでダウンロードした医療費データは、「e-Tax」で申告する場合のみ証明書として利用できません。「e-Tax」以外の方法で申請する場合は、健康保険組合が発行した「医療費のお知らせ」(紙)を添付するか、医療機関発行の領収書をもとに国税庁指定の「医療費控除の明細書」を作成する必要があります(税務署から確認が入ることがあるため、領収書は5年間保存することになっています)。

なお、医療費は審査・支払サイクルとデータ処理の都合上、3か月前の診療月で支払ったものが直近の確定分となり、平成30年12月分医療費の掲載は3月18日の予定です(※紙の「医療費のお知らせ」は3月8日以降に発送予定であり、各部署人事ご担当を經由してお手元に届きます)

2月18日～3月15日の確定申告期間には間に合いませんが、還付申告書は、この期間に限らず、平成31年1月1日から5年間提出することができますのでご了承願います。

医療費控除についての詳細は国税庁のホームページをご覧ください。

●国税庁 HP e-Tax 国税電子申告・納税システム

<http://www.e-tax.nta.go.jp/kojin.html>

●国税庁 HP 平成30年分確定申告特集「準備編」～医療費控除の準備～

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/h30junbi/iryohikoujo.htm>

●国税庁 HP 還付申告できる期間と提出先

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2015/taxanswer/shotoku/2035.htm>

以上